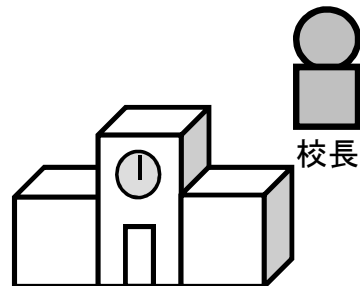
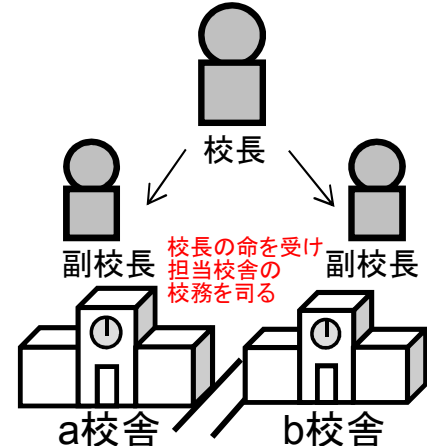
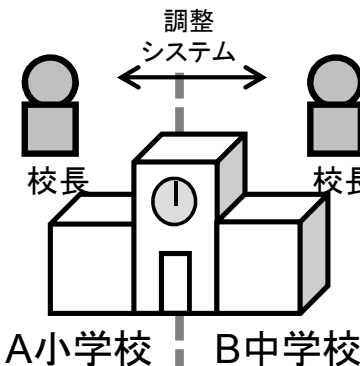
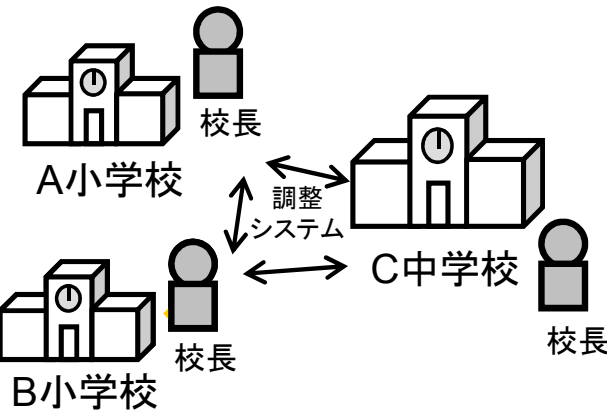


# 小中一貫教育学校(仮称)と小中一貫型の小・中学校のイメージ

平成26年10月14日  
初等中等教育分科会  
小中一貫教育特別部会  
資料2-5

	施設一体型校舎(イメージ)(※1)	施設分離型校舎(イメージ)(※2)
小中一貫教育学校(仮称)	 <p>校長</p> <p>【例】 ・校舎が一体となっている小・中学校を一貫校化 等</p>	 <p>校長</p> <p>副校長</p> <p>副校長</p> <p>校長の命を受け 担当校舎の 校務を司る</p> <p>a校舎</p> <p>b校舎</p> <p>【例】 ・近接している小・中学校を一貫校化 等</p>
小中一貫教育学校に準じて 一貫教育を行う小・中学校	 <p>調整システム</p> <p>校長</p> <p>校長</p> <p>A小学校</p> <p>B中学校</p> <p>【例】 ・校舎が一体となっている小・中学校において 小貫教育を実施(既に複数校長での取組が定着)</p>	 <p>校長</p> <p>A小学校</p> <p>調整システム</p> <p>C中学校</p> <p>B小学校</p> <p>校長</p> <p>校長</p> <p>【例】 ・離れたところにある小・中学校間で一貫教育を実施 等</p>

- 施設の一体・分離を問わず、
- 1人の校長が管理
  - 1つの教員組織を構成
  - 小中一貫した教育課程を1人の校長が編成(教育課程の特例を創設)

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)  
第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。  
第三十七条 (略)  
②・③ (略)  
④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。  
⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。  
⑥ (略)  
⑦ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。  
⑧~⑱ (略)

- 学校毎に校長
  - 教育課程は、小・中が一貫した形で各学校長が編成(教育課程の特例を創設)
  - 各学校毎に教員組織が構成されるが、小中一貫した指導を実施
- 一般的な小中連携と区別し、小中一貫した教育課程の編成・実施を確保するため、以下の取組を担保
- 何らかの学校間調整システムの構築  
(例:総合調整を担う校長をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任など)
  - 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を整理した教育課程の編成 など

※1 一体型校舎の形態はこれ以外にも様々なものが想定される。

※2 校舎の数や構成される小・中学校の数、校舎間の距離はこれ以外にも様々なものが想定される。  
※3 中等教育学校においても、法令上施設の一体・分離を問わず設置可能となっている。